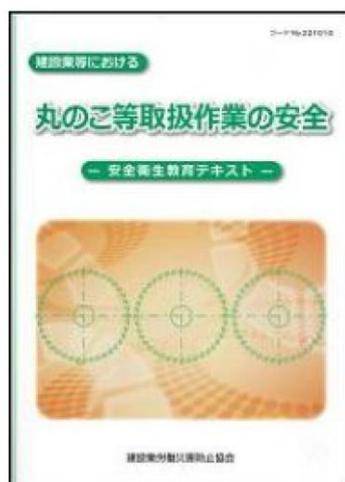


令和7年度 丸のこ等取扱い作業従事者教育開催のお知らせ

建設業労働災害防止協会岩手県支部



携帯用丸のこ盤等を使用中に労働災害が毎年多発していることから、建設業等で「携帯用丸のこ盤」を使用する作業者に対する教育を「特別教育に準じた教育<H3.1.21基発第39号安全衛生教育の推進について>」として実施するよう、去る平成22年7月14日付けで厚生労働省安全衛生部長から通達が出されました。

建設業労働災害防止協会岩手県支部では、この通達に示された実施要領に基づき、携帯用丸のこ盤等を使用する作業者が、丸のこ等に関する正しい知識や使用方法を習得できるよう実技等をまじえた教育を下記のとおり開催します。ぜひ、この機会に該当者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

1. 開催日時・会場等 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催日時	会場	定員
盛岡	令和7年8月5日(火) 12:00～16:20	岩手県建設会館 (盛岡市松尾町17-9)	50名
盛岡	令和7年12月3日(水) 12:00～16:20	岩手県建設会館 (盛岡市松尾町17-9)	50名

3. 講習料(税込)

区分	講習料	テキスト代	合計
会員	6,490円	968円	7,458円
非会員	6,490円	1,375円	7,865円

4. 講習科目

丸のこに関する知識	30分	安全な作業の方法に関する知識	30分
丸のこ等を使用する作業に関する知識	90分	関係法令	30分
丸のこ等の点検・修理及び整備に関する知識	30分	実技(丸のこ等の正しい取扱い方法)	30分

5. 申込方法等 (重要)

- (1) 所定の申込用紙(特別教育・安全衛生教育等講習申込書)に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送またはFAXにて行ってください。
※FAX番号は間違わないように注意して下さい。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)
- (4) 申込みは先着順で受付、定員になり次第締切りとします。

6. その他 (重要)

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。ただし、遅刻をしますと修了証の交付はできなくなる場合があります。講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。なお、実技があるため作業服にて受講して下さい。
- (3) 各講習会場には駐車台数(有料の場合がございます)に制限がありますので、相乗り等ご協力をお願いします。満車の場合は近隣の民間駐車場をご利用いただく場合がございます。

7. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113